

新潟県条例第45号

新潟県妙法育成牧場条例の一部を改正する条例

新潟県妙法育成牧場条例（昭和46年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(預託料) 第4条 （略） 2 前項の <u>預託料は後納とし、1月ごとに、又は預託終了後、納入通知書により納付するものとする。</u>	(預託料) 第4条 （略） 2 前項の <u>預託料は、預託終了後納入通知書により納付するものとする。</u>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。